令和2年6月定例会 常任委員会

企画環境委員会

委員長名	佐藤雅裕		
委員会開催日	令和2年7月2日(木)、3日(金)		
所属委員	[副委員長]佐藤義憲		
	[委員] 山口信雄 三瓶正栄 佐久間俊男 矢吹貢一		
	宮本しづえ 勅使河原正之 長尾トモ子		
	亀岡義尚		



佐藤雅裕委員長

(1) 知事提出議案:可 決…1件

※知事提出議案はこちら

(2)議員提出議案:可 決・・・2件

否 決…4件

※議員提出議案はこちら

(3)請願: 不採択…2件

※請願はこちら

(7月2日(木)企画調整部)

宮本しづえ委員

今回の補正予算3,822万4,000円は、Jヴィレッジを使用する際の使用料と事業費の2つあると思うが、その内訳について説明願う。

企画調整課長

今回の補正予算は、Jヴィレッジに係る3,822万4,000円の増額のみとなっている。

エネルギー課長

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の状況下で健康増進等を図るため J ヴィレッジを活用するものである。 事業は大きく 2 つに分かれており、1 つ目は新型コロナウイルス感染症に対応した運動のやり方等を展開するためのイベントの開催経費である。 2 つ目は天然芝のピッチを開放してフリーゾーンを設けたり、子供が遊べる遊具を設置して J ヴィレッジを気軽に利用してもらう機会を提供する事業である。

委員指摘の事業費の内訳としてはJヴィレッジの施設使用料、人件費、講師代、PR経費など多々ある。その割合についてはこれからプロポーザルで事業者を決定して企画していくため明確に言えないが、天然芝のピッチ、施設の借り上げとして800~900万円を想定している。なお、期間や内容については柔軟に対応していきたい。

宮本しづえ委員

天然芝のピッチを借り上げて施設を開放するのは、子供たちが自由に使えるようになるのでよいことだと思うが、おおむねどのくらいの期間を考えているのか。

エネルギー課長

大きく2つの事業があると説明したが、1つ目のイベントは10~11月頃に大々的なものを1回開催する予定である。 委員の指摘は2つ目の事業と思うが、無料開放の期間については今のところ先行して予算を組み替えて行っている事業 を継続する形で10月末頃までを予定している。

企画内容はJヴィレッジとのやり取りの中で変更になる可能性があるが、今のところはそのような内容を考えている。 また、冬場は利用者も使いにくい状況もあると思うため、様々考えながら詰めていきたい。

佐藤義憲副委員長

この利活用促進事業のイベントについては、文化スポーツ局のチャレンジふくしま県民運動との連携は考えているのか。 エネルギー課長

今回、新型コロナウイルス感染症を背景にJヴィレッジをフィールドとした事業を当課で企画した。

保健福祉部とはJヴィレッジの活用について情報交換を行っており、この事業についても保健福祉部のふくしま健民アプリを利用してPRする予定である。健康増進は県を挙げての一つの大きな目標となっているため、関連部局と十分に連携しながら進めていきたい。

佐藤義憲副委員長

今、県は健康というキーワードとともに新型コロナウイルス感染症の関連で運動不足解消などに取り組もうとしている ため、全部局横断的に対応するよう願う。これは要望である。

佐久間俊男委員

次期総合計画について聞く。

次期総合計画の策定時期が変更になったと聞いているが、策定はいつになるのか。

復興・総合計画課長

新型コロナウイルス感染症の影響があらゆる分野に及んでいるため、次期総合計画の策定時期を延期する。本日も報道にあったように東京都で100人を超える感染者が発生していることから、現時点では終息していないと認識している。

新型コロナウイルス感染症の影響は大きく分けると2つある。1つ目は感染拡大防止対策と経済活動再開の両立に全力を挙げる必要があること、2つ目は新しい生活様式の実践等による県民生活や社会情勢の変化等を見通す時間がかかることである。

また、事務的には今年の12月定例会に提出する予定だったが、その時期に提出するには8月に素案をまとめ、9月にパブリックコメントを終えなければ提出するのが難しい状況であるため、令和3年9月定例会への提出を目指していく。

佐久間俊男委員

令和3年度の各部局の事業計画が既に動き出していると思うが、現行の総合計画は来年3月31日で終了する。そういった中で、各部局の事業計画が策定されれば来年4月1日以降の総合計画の位置づけはどうなるのか。現行の総合計画が来年3月31日で終了するため、来年9月に次期総合計画が策定されるまでの間は空白になってしまうのではないかと心配している。令和3年度の各部局の事業計画を策定する中で来年4~9月の総合計画はどうするのか。

復興・総合計画課長

各部局の事業計画については、次期総合計画の策定延期に伴い、法令や条例等で規定があるもの以外は総合計画の策定 時期に合わせるように各部局に検討を依頼している。

また、これまで復興再生、地方創生を両輪で進めてきており、その積み重ねの延長上に県の将来があると理解している。 空白の期間においても復興再生、地方創生の取組を停滞させずに県民生活に影響が出ないようにするため来年度予算をしっかり編成し、議会での審議を経た上で次期総合計画につなげていくことが大事であると考えている。来年度予算の編成に向けて、骨格となる重点事業等の考え方を当課及び総務部でしっかりと整理しながら各部局と一体的に進めていきたい。 佐久間俊男委員 現行の総合計画はあくまでも今年度中との理解でよいか。

復興・総合計画課長

現行の総合計画は、当然であるが新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえていないため今年度で終わる。空白期間 については、先ほど述べたとおり重点事業等の考え方を整理し、新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえた形で来 年度予算の編成を進めていくことになる。

佐久間俊男委員

復興・総合計画課長から新型コロナウイルス感染症拡大の社会情勢を踏まえて次期総合計画の策定を延期するとの説明 があったが、新型コロナウイルス感染症は終息していないため、本県にも第2波、第3波が来るかもしれない。そのよう な中で一番大事なことは、こういった社会情勢を次期総合計画に組み入れていくことである。

そこで、第2波、第3波が来た場合の課題としてリモート会議等も含めて議論する必要があると思うが、新たな策定手 法等があれば聞く。

復興・総合計画課長

第2波、第3波は必ず来ると言われており審議をしっかり進めていく。本会議の答弁にもあったが、変わるもの、変わらないものを見極めていくことが大事だと思っている。

その中で審議会の委員の意見は非常に大事である。オンラインでの開催、あるいは書面開催も含めて様々な手法を検討して実質的な審議が行われるように総合計画審議会の会長と相談しながら検討していきたい。

なお、当課が所管している公共事業評価委員会をオンライン会議で開催したところ、かなりスムーズに進めることができた。ただ公共事業評価委員会の委員10名に対して、総合計画審議会は29名と非常に多いため、どのような影響があるかなど研究を進めていきたい。

佐久間俊男委員

社会が一変するような新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が来ることも予想されるが、県の最上位計画である 総合計画を本県の未来のために企画調整部が先頭に立って策定するよう願う。

宮本しづえ委員

新型コロナウイルス感染症により社会や行政の在り方が大きく変わり、県民の認識も要求も変わっていくと思う。そういった中で全体を見通しながら総合計画を策定することになるが、第2波、第3波の問題は来年度まで待てない状況である。

そのため、来年度まで待たずに今年度中に不足しているものは何かを早急に議論する必要があるが、こうした議論は新型コロナウイルス感染症対策本部でするのか、それとも次期総合計画が策定されるまで暫定的なものを考えていくことになるのか。

復興・総合計画課長

緊急対策、経済対策、社会対策についてであるが、国から包括支援交付金、地方創生臨時交付金が措置される。包括支援交付金は主として保健福祉部になると思う。地方創生臨時交付金は当部の所管になるため、漏れのないように各部局の取りまとめを進めていきたいが、まだ途上にあるので対応しながら考えることになる。

宮本しづえ委員

本県には臨時交付金として130数億円の追加交付を見込んで事業化しているものもあると思うが、国の2次補正予算で 具体的な事業名が入っているいるものもあり、臨時交付金を当てにしなくてもよかった事業もあると思う。このためもう 少し使い勝手のよい財源も出てきたのではないかと思うが、県はこの辺をどのように考えているのか。

また、そのときに臨時交付金をどのように使うかが問題である。県の事業者向けの協力金、支援金、給付金は使い勝手が悪く、線引きされてどうしても対象にならない県民が出てきている。これから新しい生活様式が長期間続くことになる ため、臨時交付金も使いながらより県民に協力を求めやすいものを考えていく必要がある。企画調整部がこの臨時交付金 を所管しているため、そういった観点で使い方を検討するよう願う。何か考えていることがあれば聞く。

復興・総合計画課長

臨時交付金が交付されることによって我々が考えなければならないことは、これまで積み重ねた事業をいかに新型コロナウイルス感染症に対応させていくかだと思っている。

そこで、各部局にはこれから事業を執行する上で新型コロナウイルス感染症対策を取りながらそもそもの行政目的を担保できるよう検討を依頼している。今は説明できるものはないが、これからの取りまとめで検討していきたい。

宮本しづえ委員

国際教育研究拠点については、企画調整部長から復興庁の有識者会議が最終的な取りまとめを行ったとの報告があった。 国際教育研究拠点の場所について県としては避難地域の町村への設置が望ましいとの最終報告をしているようだが、手を 挙げている町村はあるのか。

企画調整課長

委員指摘のとおり6月8日に復興庁に設置されている有識者会議から最終取りまとめが出され、国際教育研究拠点の様々な在り方が示されている。

この取りまとめでは、地方自治体が担うべき役割として立地地域の選定等について「福島県が市町村と連携し中心的な 役割を果たすべき」とされており、立地地域は「避難指示が出ていた地域への立地を基本として決定すべき」とされてい る。また、「拠点は分散ではなく、集約することが重要」と指摘されている。

国ではこの最終取りまとめを受けて、年内に一定の拠点の規模等を踏まえた整備方針を固めるため、県としてはこの秋 に市町村の意向を確認して本構想の効果が最大化できる立地場所を国に提案していきたい。

なお、委員指摘の手を挙げている市町村については、報道等で把握している部分では幾つかの町からそういった声があることは承知しているが、いずれにしても秋頃に復興庁との間で国際教育研究拠点のより具体的な内容を詰める過程でしっかり調整して進めていきたい。

宮本しづえ委員

有識者会議の最終取りまとめでこの施設が必要であるとの理由の1つに、今まで様々な研究施設が造られてきたが、それらを統括していく施設がないことが挙げられている。

この各研究施設の機能をまとめて有機的に結合していくことは、研究機関がなければできないことではなく、本来ならば国、県等の行政機関が果たすべき役割ではないのか。中間取りまとめのときからそう思っている。本来ならば行政がやるべきことなのに、これまでばらばらに施設を造ってきて、今になってそこを統括する施設がないから新たな研究教育機関が必要というのは理屈づけとしてどうか。

この国際教育研究拠点ができることでその機能が発揮できるようになるとのことであり、これは国、県等の行政機関と しての役割放棄にもつながりかねないと思うが、どうか。

企画調整課長

福島ロボットテストフィールドが今年3月に全面開所するなど、これまで福島イノベーション・コースト構想の様々な 拠点が整備され、また一歩ずつ成果を上げてきている。

そういった中で課題がないわけではないが、様々な拠点を有機的に連結しながら福島イノベーション・コースト構想の 成果を最大化していくことが重要だと思っている。

福島イノベーション・コースト構想は国家プロジェクトであるため、国立の研究開発法人を目指して県もしっかり協力、 連携して国際教育研究拠点が各拠点を有機的に結び、最大の効果を上げられるようこれからも一層努めていきたい。

宮本しづえ委員

新しい施設を造ればそれなりにお金がかかるが、それが本当に避難地域に住んでいた住民の要求なのか。そこから出発 したものかどうかが避難地域の復興との関係でも非常に重要だと思っている。 福島イノベーション・コースト構想関連事業そのものが、ほとんど認知されていない、期待がないといった状況でまた 新たな施設を造ることになるため、本当にあの地域で住民が求めているものは何かを県がしっかりつかんで国に求めてい くべきだと思う。新しい施設を造ることだけではないと思うため、過大な設備投資になるような施設については再検討す べきである。

また、国際教育研究拠点で5,000人のまちをつくる計画になっているが、実現の可能性について県の考えを聞く。

企画調整課長

委員指摘の国につなぐ役割についてはしっかり担っていきたい。

また、国際教育研究拠点の人員規模についても有識者会議の最終取りまとめによれば研究員、大学院生、スタッフ等を含めて約600人となっている。さらに、産学官連携による地域への関連雇用波及効果で約5,000人としている。

有識者会議の最終取りまとめがまとまったところであり、年末に向けて政府の成案をまとめる過程でより具体的になっていくため、国、関係省庁と協議、連携して進めていきたい。

宮本しづえ委員

研究者等で約600人、その人たちが生活するための都市機能として必要なものを配置すると約5,000人のまちになるとのことであるが、そこにはもともと住んでいた人たちがいるため、その人たちが安心して戻ってこられるような都市機能を整備することが最優先で取り組むべき課題だったと思う。

こういった新しい施設を機能させるために都市機能を整備するのは、どう考えても本末転倒だという気がしてならない。 本来ならばそこに住んでいた人たちが戻って元の生活ができるようにするためにどういった支援が必要なのかとの立場で 地域の復興を考えるべきである。これは意見として述べておく。

次に、避難者に対する支援について聞く。復興公営住宅の住民が亡くなってから2か月間も発見されずに孤独死していた。新型コロナウイルス感染症が拡大していた時期だったため、戸別訪問をしたくてもできない状況で起きたことは承知しているが、こういった状況で避難者をどのように支援していくのか問われている。

そこで、このような状況だからこそ生活支援相談員の体制を強化していくべきだと思うが、現在支援体制はどうなっているのか。

生活拠点課長

社会福祉協議会における生活支援相談員については社会福祉課の所管になる。

宮本しづえ委員

社会福祉協議会が事業として請け負っているのは分かる。ただ避難者支援について担当課が把握していないのはよくないため、こういったことを把握しながら必要な支援体制をもっと強化し、痛ましい事態を生まないような支援策を講じるべきではないか。

社会福祉協議会にも要望したいとは思うが、避難者支援との観点で担当課に検討を願う。社会福祉協議会、保健福祉部の所管だから関係ないというわけにはいかないと思うが、どうか。

生活拠点課長

生活支援相談員は社会福祉協議会の活動になるが、当課ではコミュニティ交流員によるコミュニティー維持・形成活動 を展開しているため、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら避難者の支援を進めていきたい。

山口信雄委員

福島ロボットテストフィールドの研究室に6事業者の入居が決まり、全22室が満室になったとの報道があった。

その選定に当たっては6事業者よりも応募が多かったのか。また、様々な産業があるためその組合せ等を考慮して入居する事業者を決めたのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島ロボットテストフィールドの具体的な事業者の選定に当たっては、商工労働部の所管になるが、6事業者よりは多

い応募があったと聞いている。

三瓶正栄委員

人口減少問題は本県の今後の重要な課題の一つと認識しているが、先日の報道によると2019年度の移住世帯数が509世帯、739名とのことであった。

そこで、この世代別の人数について聞く。

地域振興課長

移住世帯者数については参考までに人数も把握しているが、世帯数をメインにしているため世代別の世帯数について説明する。

20代以下が170世帯で39%、30代が104世帯で24%、40代が58世帯で13%、ここまでを合わせると76%になる。続いて50代が40世帯で9%、60代以上が64世帯で15%となっている。

全体としては509世帯であるが、年代が不明の世帯もあるため先ほど説明した世帯数を合計すると436世帯になる。この436世帯の割合として40代までが76%となっている。

三瓶正栄委員

残りの73世帯については分からないのか。

地域振興課長

調査方法については市町村へのアンケートを基に集計したり、移住コーディネーターが把握している数など様々な数字を合わせて集計しており、年代まで把握できないところもあるので、その部分が委員指摘の残りの世帯数になっている。

三瓶正栄委員

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、過密ではなく過疎で地方に目が向けられており、各地方振興局では 移住コーディネーターがオンラインで相談を受けていることも承知している。

新聞報道によれば若い人たちに47都道府県でどこに住みたいかアンケート調査したところ長野県が1位であった。残念なことに本県は12位であったが、ピンチをチャンスと捉えてこれを機に本県の魅力を全国に発信してもらいたい。特に東京都の人口は1,400万人と集中していることから、本県の魅力を感じて移住してもらうため企画調整部には部長をはじめしっかり取り組むよう願う。

次に、部長から説明のあった水素エネルギーについて聞く。

福島水素エネルギー研究フィールドがいよいよ開所し、その水素を活用した燃料電池をあづま総合運動公園で稼働させるとのことだが、その中で廃熱を利用してお湯を供給について説明願う。

エネルギー課長

水素を活用した燃料電池については、県有施設ではあづま総合運動公園及びJヴィレッジに初めて設置して稼働を開始 したところである。3月に開所した浪江町の福島水素エネルギー研究フィールドの水素を使用しているため、県産水素に よる環境に優しい燃料電池の稼働を広くPRしていきたい。

水素エネルギーは発展途上で仕組みが分からない方も多くいるためこうした事業を進めている。あづま総合運動公園には既に300kWの太陽光があるため、それを補完する形で水素燃料電池で100kWを発電する。水素燃料電池は太陽光発電と違い夜も発電できるため、そうしたところを補完しながら水素燃料電池を活用していきたい。

委員指摘の熱利用については、水素エネルギーを考える上で非常に重要な点であり、水素燃料電池は発電する際の熱も利用できる。 J ヴィレッジでは一般家庭の1世帯分のお湯を沸かせるため施設で利用する。 あづま総合運動公園では100世帯分のお湯を沸かせるため、非常時のときに蛇口をひねればお湯が出るようになっている。

三瓶正栄委員

大規模災害時に非常用電源として必要なエネルギーになると思うが、それについても説明願う。

エネルギー課長

太陽光、風力発電の電気をためるには、一度蓄電池にためなければならないが、水素の場合はそのままためることができる。そこが水素を活用する一つの大きな意義である。また、蓄電池にためると徐々に劣化したり、放電するなどマイナスの面があるが、水素はためても100%のまま保てるメリットがある。

これらの水素エネルギーの意義を今回のPR事業や福島水素エネルギー研究フィールドと連携して発信していきたい。 三瓶正栄委員

2月定例会でもSDGsについて質問したが、太陽光と水素の発電を組み合わせて環境に優しいエネルギーを確保し、持続可能な開発目標に向けて取り組むよう願う。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

先ほど福島ロボットテストフィールドに応募があった事業者は6者より多かったと説明したが、確認したところ6者であったため訂正したい。

佐藤義憲副委員長

文化スポーツ局長から説明のあった東日本大震災・原子力災害伝承館について聞く。

東日本大震災・原子力災害伝承館は工事がいよいよ完了して今秋に開館を迎えるが、新型コロナウイルス感染症の対応 をどのように考えているか。例えば、設計のときには想定していなかった動線などこれから懸念される部分があると思う が、どのような対応をするのか。

生涯学習課長

東日本大震災・原子力災害伝承館の新型コロナウイルス感染対策については、指定管理委託している福島イノベーション・コースト構想推進機構と一緒に準備を進めている。

新型コロナウイルス感染症対策の点では、例えば入り口のプロローグシアターには最大60名が入れる設計であるが、そこに1回に入れる人数を絞るべきとか、受付から入り口の動線をどのように確保するとか、展示コーナーでの過密を避けなければならない等の問題を想定しており、福島イノベーション・コースト構想推進機構と議論しながら対策を練っていきたい。

佐藤義憲副委員長

包括外部監査報告書に東日本大震災・原子力災害伝承館についての指摘事項がある。包括外部監査報告書では、説明があった60名を見学者のマックスと捉えているが、研修室が2つしかないため2、3校から一度に申込みがあった場合、どこで待機させるのかと指摘している。

これからの新型コロナウイルス感染症対策にもつながるため、包括外部監査報告書の指摘にどのように対応していくのかを説明願う。

生涯学習課長

東日本大震災・原子力災害伝承館については、学校等の教育旅行に十分活用してもらうため営業している。

また、新型コロナウイルス感染症対策として密を解消しなければならない場合には隣接する双葉町産業交流センターとの連携がどこまで可能なのか、また、バスで来館する場合にはフィールドワークの対応も検討している。館内を見学する班とフィールドワークする班に分けた場合、どれだけの人数に対応できるのかしっかり検討していきたい。

佐藤義憲副委員長

もともと想定している人数で対応できるのかとの問題があり、例えば申込みの際にこの日は限定何人までとの制限も必要になるかもしれないが、包括外部監査報告書では今から検討する必要があると指摘されているため、そういったところも含めながらしっかり取り組むよう願う。

(7月 3日(金) 生活環境部)

宮本しづえ委員

公共交通機関の新型コロナウイルス感染症対策について聞く。

先日、市内の大学を訪問したときに学生が何に不安を持っているかとの質問に対して「公共交通機関を使った通学が大変不安である」との答えが多かったと聞いている。公共交通機関に乗らないわけにはいかないためそのとおりだと思う。

そこで、公共交通機関の新型コロナウイルス感染症対策をどのように図っていくのか。また、公共交通機関の3密(密 閉空間、密集場所、密接場面)対策について何か検討していることはあるか。

生活交通課長

各事業者によって状況が異なるため一概には言えないが、委員指摘のとおり利用者にとっては3 密になる部分は非常に 不安だと理解している。

例えば、バスで降りるときにどうしても並ぶため、出口付近の席を一部空けるようにしてなるべく乗客が密にならないように工夫している。また、JRでは換気しながら運転したり、車内でのマスク着用等のエチケットを呼びかけている。

双方の取組が必要だと思うが、事業者は車両や手すり等の消毒を徹底し、利用者は時差出勤など密を避けることや車内での会話を控えることなどについて、事業者等と一体となって今後も周知していきたい。

宮本しづえ委員

今、説明のあった対策は非常に重要で当然だと思う。

一番3密(密閉空間、密集場所、密接場面)になるのは朝の出勤時間帯だと思うが、出勤時間帯に車両を増やすなどの対策が取れないかを協議しているのか。

生活交通課長

通勤時間帯の増便等については事業者の状況にもよると思うが、JRなどの大きなところであれば全体の中で車両等を やりくりし、朝晩の時間帯にできる範囲で車両を増便していると聞いている。

一方、バスや第三セクター鉄道などは車両の予備がないとか、運転士がいなくてやりたくてもできない部分があるため 一概に増便は難しい。ただ同じ混雑でも車内の入り口付近が密になりやすく、車内中央まで進んでもらえればそういった 状況が改善できるので、事業者を通して周知していきたい。

亀岡義尚委員

公共交通新型コロナウイルス感染防止対策事業として2,700万円が計上されているが、公共交通の抗ウイルス対策費として幾らかかるのか。2,700万円補助して何割くらいになるのか。

生活交通課長

国の2次補正予算で公共交通に係る感染症対策について整理しているため、それに併せて県も独自に補助するものであり、今回の2,700万円の計上についてはまだ事業者からの要望を積み上げておらず、公共交通の感染症対策の規模感について説明することができない。今後、事業者としっかり調整して少しでも有効に活用できるようにしていきたい。

三瓶正栄委員

先ほど部長から令和元年東日本台風の災害ごみの処理について説明があった。私も2月定例会で災害のごみ処理について質問したところであるが、説明では37市町村のうち12市町村が完了し、残りは25市町村とのことである。

そこで、まだ完了していない約7割の市町村の見通しについて聞く。

一般廃棄物課長

災害廃棄物に係る5月末現末の処理状況は19.6%となっている。委員指摘のとおり37市町村のうち12市町村については 処理が完了している。

現在は片づけごみの処理が主体になっており、今後、災害廃棄物全体の7割を占めると推計される公費解体の廃棄物処理が本格化してくるため、処理が徐々にスピードアップしていくと考えている。

三瓶正栄委員

今後もしっかり市町村を支援しながらごみ処理を進めるよう願う。

宮本しづえ委員

6月21日付の東京新聞に東京電力が県にJヴィレッジを戻す際に行った除染の土壌の一部をJヴィレッジのどこかで再生利用したのではないか、 $8,000\,\mathrm{B}\,\mathrm{q/kg}$ を超える指定廃棄物がJヴィレッジの敷地のどこかに保管されているのではないかとの報道がされており、大変驚いた。

2月定例会でも質問したと思うが、東京電力が適正に処理していなかったため、線量の高い箇所が残っており、環境省が地上1 mで測ったところ $1.8 \mu \text{ Sv/h}$ 程度の線量があり、環境省が東京電力に再除染を指示した経過があった。

高線量の指定廃棄物が敷地内に保管されているとすれば重大な問題である。

既に県は東京電力からJヴィレッジを戻してもらっており、今定例会ではJヴィレッジに子供たちを呼んで健康づくりを目的とした事業を補正予算で提出している。そのJヴィレッジの敷地のどこかにそういったものがあるとすれば、重大なことであり、適正に処理しなければいけないのではないか。

そこで、東京新聞が報じた $8,000\,\mathrm{B}\,\mathrm{q/kg}$ を超える土壌などが $\mathrm{J}\,\ddot{\mathrm{U}}$ ブイレッジのどこかに保管されていることを県は承知しているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

指定廃棄物については環境省が指導監督している。県として保管場所等は承知していない。

宮本しづえ委員

この報道があったことは承知しているか。

中間貯蔵施設等対策室長

委員指摘の東京電力が「ヴィレッジの原状回復工事を行ったことは報道により承知している。

宮本しづえ委員

報道によって承知したのであれば、東京電力に対してどこにあるのか県として直ちに確認すべきだったのではないか。 現時点においてもまだ確認していないのか。

中間貯蔵施設等対策室長

東京電力によるJヴィレッジでの工事については、民間事業者である東京電力が行ったものであり、放射性物質汚染対処特措法に定める除染に当たらないため、そういった土壌については通常の土木工事と同様に関係法令に基づき処理されていると考えるものであり確認はしていない。

宮本しづえ委員

今、除染とは違うとの認識が示されたが、本当にそうなのか。

J ヴィレッジは復興のためにずっと利用されており、東京電力が使用していた部分を除染してきれいにして県に戻すとのことだったと思うので、これは明らかに除染に当たるのではないかと思うが、どうか。

環境回復推進監兼次長(環境保全担当)

Jヴィレッジの原状回復工事が除染に該当するのではないかとの指摘であるが、廃棄物と土壌のことがやり取りの中で 混乱してしまったように思う。

まず指定廃棄物については各保管者がしっかり保管するルールになっている。指定廃棄物であれば旧フクシマエコテッククリーンセンターに運ぶことになる。部長の説明にもあったように特定廃棄物の埋立処分事業については12万5,000袋が搬入、処分されているが、県内にはまだ多くの指定廃棄物が残っており、1日に運べる量は限定されているため、各保管者が環境省の指導を受けながら厳重に保管している。また、指定廃棄物については国に処理責任があることが確定しているため、順番が来れば必ず運び出す流れになる。

次に、土壌について、Jヴィレッジは楢葉町、広野町に立地しており、楢葉町エリアは国直轄除染、広野町エリアは広野町が除染をした。当時、東京電力が一部借りているところがあったため、原発事故の収束作業が終わってJヴィレッジ

を元に戻すときに様々な工事をする中でそういった工事もして返してもらう流れであったが、それについては放射性物質 汚染対処特措法に定める除染ではなく、各事業者が自らの責任でしっかり事業、工事を進める仕組みになっている。

宮本しづえ委員

今の説明では、あれは除染ではなく原状回復のための工事とのことである。

避難区域の除染は国が直轄で行うことから、全部除染することが前提になるため、Jヴィレッジの中であっても本来ならば国が責任を持って除染すべき箇所だったと思う。ただ東京電力が復興関連でずっと使っていたため除染できず、ピッチの部分などは遅れて除染したにすぎない。時期がずれたからあれは原状回復の工事であって、除染ではないというには無理があるのではないか。

環境回復推進監兼次長 (環境保全担当)

実質的に除染ではないのか、時期がずれただけではないのかとの指摘であるが、除染は放射性物質汚染対処特措法に基づき実施者が決まっており、除染実施計画を定めて行うものである。そうして除染したものについては中間貯蔵施設に土壌を運び出すことになるが、今回の東京電力の工事についてはそういったルールに基づかない作業である。

除染は法律に基づくと述べたが、同時に土地所有者等の同意に基づいて、除染を実施する期間に行うのが大前提であり、 除染する期間にしなかった、何らかの事情でできなかった部分については除染には当たらない。

宮本しづえ委員

今の説明では、国が計画した期間にできなかったから除染には当たらず、それ以外に出たものをどうするかは事業者の 問題で国や県は関与しないとのことであるが、それで本当によいのか。

しかも、県は \int ヴィレッジに8,000 Bq/kgを超える指定廃棄物がどこにあるかも分からないまま返してもらっており、 その確認もしていない。こういったことで県民に \int ヴィレッジを安心して使ってもらえるのか。これで県が本当に責任を 果たしたと言えるのか。私は言えないと思う。

敷地のどこかに8,000 B q/kgを超える指定廃棄物があるのであれば直ちに指定廃棄物として処理すべきだと思うが、東京電力は指定廃棄物として国に申請しているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

先ほども説明したが、指定廃棄物については排出者である所有者、事業者等が国に申請するものとなっているため、県 はその申請がされているか等の詳細は把握していない。

宮本しづえ委員

除染しなければならない土壌を放射性物質汚染対処特措法に基づく除染として扱わず、8,000 B q/kgを超える汚染土壌についても原状回復工事として県が全く関知しないとの立場を取り続けることは重大な問題である。

しかも8,000 B q/kg以下の土壌については東京電力が土地の造成工事に使ったことを認めているが、除染で出た土壌の 再生利用を国は実証事業の段階であるため認めていない。これは原状回復工事なので事業者の問題ということになれば、 どこで、どう使われようがそれは事業者の話ということになってしまうが、こういった処理で本当によいのか。

環境回復推進監兼次長(環境保全担当)

実質は除染ではないかとのことであるが、除染で出るものには廃棄物と土壌の2種類ある。

廃棄物については原状回復工事であろうが、何で出ようが8,000 B q/kgを超えれば指定廃棄物にできる規定があり、保管者が環境省に申請して8,000 B q/kgを超えれば指定廃棄物にできる。指定廃棄物になれば国の処理責任が明確に定められているため旧フクシマエコテッククリーンセンターに運ぶことになる。

先ほども述べたが、県内にはいまだにたくさんの指定廃棄物が残り、各排出事業者が環境省の指導を受けながらペール 缶やドラム缶などに入れて放射線防護措置を取りながら厳重に管理しており、順番に旧フクシマエコテッククリーンセン ターに運んでいる。もしJヴィレッジにそういったものがあるとすれば環境省に相談し、搬出の時期まで飛散、流出しな いようにしっかり保管するよう指導されるとの流れである。 次に、土壌については8,000 B q/kg等のルールはなく、 0.23μ S v/hの基準でもって区域を定めて除染をした。繰り返しになるが、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染ではないため、それは事業者の責任において周辺の方々に迷惑をかけずに自らの責任で何らかの対応をしてもらうのがルールとなっている。

佐藤雅裕委員長

ルール、法律それは分かる。ただ宮本委員が指摘しているように適正に処理されていなかったのであれば、県はJヴィレッジを管理する管理者として法律がこうなっているからこれでよいというのは少し違う気がする。

そのため、まず事実確認として東京電力が認めているのであれば、それがどの法律に該当するかなど様々あると思うが、 県として適正な処理をしっかり求めていくべきである。

昨日の審査でJヴィレッジでは、子供たちも含めた県民の体力回復のための事業を10月頃まで展開することになっているため、どこにあるか、環境に影響を及ぼしているかは事業者が管理する話では済まされないのでしっかりと対応するよう願う。

それを踏まえて何かあれば発言願う。

宮本しづえ委員

これは東京電力の施設の話ではなく、Jヴィレッジの話である。

東京電力は、118㎡あったと言っており、かなりの量があったと思われるため、どこにあるか分からないなどあり得ないと思う。それをなぜ明らかにしないのか。そのことを県は分からない、承知していないと述べるが、分からないとは考えられない。

マスコミから県に原状回復工事のいきさつについて問合せがあり、県は東京電力に問合せが来ていることを伝えていた と東洋経済で報道されている。

県が知らずにこういった問合せを東京電力に言うわけがないため、みんな知っていて、まずいことは言わないように口 裏を合わせていたとすれば、これは県民に対する重大な背信行為である。

そこで、マスコミから問合せがあったことは事実なのか。

環境回復推進監兼次長 (環境保全担当)

東洋経済の記事は承知しているが、我々は除染、中間貯蔵、指定廃棄物を所管しており、Jヴィレッジの所管は企画調整部になるため企画調整部で様々な対応をしてきたと理解している。

宮本しづえ委員

直接的には企画調整部で対応しているとのことであるが、除染の扱いをしないからそういったことになる。

実際にはあそこの土壌を剥いで除染したので、除染で出た土壌や8,000 B q/kgを超えるものがどうなったか、除染の担当課は確認しておくべきだったのではないか。企画調整部の所管だから生活環境部は関知しないというわけにはいかないと思う。企画調整部とも協議したのではないか。

環境回復推進監兼次長 (環境保全担当)

マスコミから問合せのあった件については、企画調整部と生活環境部で協議はしていない。

宮本しづえ委員

私も東洋経済の記事しか分からないため、それが本当なのか事実確認が必要だと思うが、県と東京電力が口裏を合わせて8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の保管場所や8,000Bq/kg以下の土壌を引き渡した事業者を言わないことを前提にして東京電力が公表することを県は了解したようだと報道されている。

8,000 B q/kg以下の土壌をどのように使ったか言わないことをエネルギー課だけで判断するとは思えないため、生活環境部はそのことについて協議しているはずである。そうでなければエネルギー課だけでは判断できない。そういったことまでして県が東京電力と口裏を合わせていたとすれば重大な問題である。

これ以上はエネルギー課の所管とのことなので言わないが、事実上の除染で出た土壌を生活環境部が管理して適正な処

理をするのが筋だと思うため、早急に確認して議会に報告してもらいたいと思うが、どうか。

佐藤雅裕委員長

あくまでも臆測の記事に基づいているため、宮本委員も述べているように県として事実確認をしっかりするよう願う。 法的にどこが所管する事業かということもあるかもしれないが、環境回復については生活環境部が携わっていかなければ ならないところなためしっかりと連携しながら事実を確認するよう願う。

生活環境部長

これまでの報道の経過、対応も含めて担当部である企画調整部と情報共有したい。

佐藤義憲副委員長

先ほど生活環境部長から環境創造センターについて説明があり、交流棟のコミュタン福島の昨年度の来館者数が9万7,523人で、これまでの年間目標8万人を上回ったとの報告があった。

平成31年度包括外部監査報告書では、生活環境部の18事業が監査を受けており、4つの事業で指摘及び意見を受けている。その中で交流棟の事業について指摘及び意見をかなり受けており、来館者数についても出入りの都度カウントされているため、大ざっぱな数字としては代用できるが、来館者数として捉えるにはリスクがあると指摘されている。

そこで、包括外部監査報告書の指摘に対する対応、その後の是正措置をどのようにしていくのか。

環境共生課長

コミュタン福島の来館者数のカウントについては、入館して出てくるまでで1カウントされているため、入館して1、出るとき1というカウントではない。

佐藤義憲副委員長

再入場についてはどうなのか。

環境共生課長

システムとしてはそうなっているが、コミュタン福島の受付は管理を委託していることから、例えば受付で来館者と職員が行ったり来たりする場合もあるため、指摘されたカウントの仕方については検討していきたい。

佐藤義憲副委員長

この包括外部監査報告書ではこの事業に関して6つの意見が出されており、1つは来館者数のカウントについて、それからKPI(重要業績評価指標)についても指摘があり、例えば県内の小中学校の来館数をもって事業の達成を判断するのはどうなのか、県内外の来館者数を確認すべきではないのか。また、有料のホール、会議室等の貸しスペース部分の面積に対する年間の減価償却費は3,700万円になるが、稼働率がホール15%、会議室28%では有効に活用されているとは言えないのではないかと指摘があり、近隣市町村、商工会議所などにPRするべきではないかとされている。さらに、学習室及びセミナー室についてはそもそも利用実績を取っていないと指摘を受けている。

せっかく外部の監査を受けているため、こういった指摘等に対する対応についてどのようにチェックしているのか。

環境共生課長

今、包括外部監査報告書の指摘について把握していない部分が多いが、そういった指摘を踏まえて環境創造センターと もよく話をして、指摘に応えられるように対応していかなければならないと思っている。

佐藤義憲副委員長

包括外部監査報告書の指摘の把握がこれからとのことなので、これ以上は述べないが、そもそもこの事業は基金を利用 しているため、有効に活用されなければ意味がなく、事業評価にもつながってくる。これは令和元年12月定例会の委員会 でも述べたが、この事業評価のとり方を見直すべきだということを委員長、副委員長から指摘したところである。

そういったことをしなければ県民に対する施設利用の報告にならないため指摘しておく。これを次につなげていくよう 願う。

-	33	-
---	----	---